

## ワンクリックサイト 勝手に登録・入会されたら

### ワンクリック詐欺の手口

携帯電話やパソコンのサイトの画面等をクリックすると「ご登録有り難うございました。」などの文字が表示され登録したことになりました。後でサイトを見直すと別なページに利用規約が書かれており、「画面をクリックしたら登録と見なす。登録料〇〇万円」との項目が。・・・

このような場合でも利用規約通り、〇〇万円支払わなくてはいけないのでしょうか。というワンクリックサイトに関する相談が数多く寄せられます。このような場合は、

**支払う必要はありません！無視しましょう。**

### ワンクリック詐欺の対処法

ワンクリックのような手口での契約は、たとえ契約として成立したとしても電子消費者契約法により無効です。支払ってはいけません。

基本的には無視することで殆どが解決します。

ワンクリック契約の場合は、請求業者はこちらの情報を全く知らないか、知っているとしても、メールアドレスか、携帯電話の場合であれば電話番号しか知りません。

こちらの情報を知られないためにメールは返信しない。  
電話が来てもこちらの名前や住所を漏らさないことが大切です。

### 電子契約法により契約は無効と主張できる場合

次の全てに当てはまるときです。

- ① 携帯電話やパソコンなどを使ったネット上での契約である
- ② その契約の際、料金が発生することを知らなかったなど間違いがあった
- ③ 契約直前に契約内容の確認（有料である等）が必ず目に付くようなサイト構造にするという措置をサイト側が講じていない

知らずに登録される場合は上記要件に当てはまることが殆どです。別のページに利用規約があったり、利用規約の中に有料であることがかかれてある場合が多いですが、電子消費者契約法はこういう場合を想定して作られた法律です。また、無効であることは本人が主張できます。



